

○職員の健康管理に関する訓令

平成 13 年 3 月 26 日
警察本部訓令第 14 号

改正 平成 15 年 3 月 31 日本部訓令第 5 号、平成 15 年 12 月 3 日本部訓令第 17 号、平成 17 年 1 月 14 日本部訓令第 11 号、平成 21 年 3 月 17 日本部訓令第 7 号、平成 22 年 1 月 15 日本部訓令第 1 号、令和元年 6 月 13 日本部訓令第 4 号、令和 3 年 3 月 30 日本部訓令第 4 号、令和 3 年 3 月 30 日本部訓令第 8 号、令和 4 年 3 月 22 日本部訓令第 4 号、令和 5 年 6 月 30 日本部訓令第 16 号、令和 6 年 3 月 25 日本部訓令第 10 号

職員の健康管理に関する訓令を次のように定める。

職員の健康管理に関する訓令

職員の健康管理に関する訓令（昭和 51 年香川県警察本部訓令第 15 号）の全部を改正する。

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条－第 4 条）
- 第 2 章 健康管理体制（第 5 条－第 11 条）
- 第 3 章 委員会（第 12 条・第 13 条）
- 第 4 章 健康診断等（第 14 条－第 22 条）
- 第 5 章 療養者の措置（第 23 条－第 25 条）
- 第 6 章 健康の保持増進（第 26 条－第 29 条）
- 第 7 章 雑則（第 30 条）

附則

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この訓令は、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号。以下「法」という。）、労働安全衛生法施行令（昭和 47 年政令第 318 号）、労働安全衛生規則（昭和 47 年労働省令第 32 号）その他の法令等に定めるもののほか、香川県警察職員（以下「職員」という。）の健康管理について必要な事項を定めることにより、職員の健康の保持増進に寄与し、もって勤務能率の向上を図ることを目的とする。

（所属長の責務）

第 2 条 香川県警察本部の課、隊及び所、香川県警察学校並びに警察署（以下「所属」という。）の長（以下「所属長」という。）は、所属の職員の心身の健康の保持増進を図るため、健康管理上の必要な業務を積極的に推進し、快適な職場環境の実現に努めなければならない。

（職員の責務）

第 3 条 職員は、常に自己の健康の保持増進に努めるとともに、この訓令に基づく健康管理上の必要な措置に従わなければならない。

（秘密の保持）

第 4 条 この訓令に規定する健康管理の業務に従事し、又は従事した者は、その業務を通じて知り得た職員の健康管理上の秘密を関係者以外の者に漏らしてはならない。

第 2 章 健康管理体制

(総括健康管理者)

第5条 香川県警察本部に総括健康管理者を置き、香川県警察本部警務部長の職にある者をもって充てる。

2 総括健康管理者は、職員の健康管理に関する業務を総括管理するものとする。

(健康管理責任者)

第6条 香川県警察本部に健康管理責任者を置き、香川県警察本部警務部厚生課長（以下「厚生課長」という。）の職にある者をもって充てる。

2 健康管理責任者は、総括健康管理者を補佐するほか、その指揮を受け、職員の健康管理に関する諸施策の実施その他職員の健康管理に関する業務を行う。

(健康管理推進者)

第7条 香川県警察本部警務部厚生課に健康管理推進者を置き、香川県警察本部警務部厚生課健康管理室長の職にある者をもって充てる。

2 健康管理推進者は、健康管理責任者を補佐し、その指揮を受け、次に掲げる業務を行う。

(1) 職員の危険又は健康障害を防止するための措置に関すること。

(2) 職員の衛生のための教育の実施に関すること。

(3) 健康診断の実施その他健康の保持増進のための措置に関すること。

(4) 公務災害の原因の調査及びその再発防止対策で衛生に係るものに関すること。

(5) その他健康管理に必要な事項に関すること。

(健康管理主任者)

第8条 所属に健康管理主任者を置き、次長、副隊長、副所長又は副署長の職にある者をもって充てる。

2 健康管理主任者は、所属長を補佐し、その指揮を受け、所属における次に掲げる業務を行う。

(1) 健康の保持増進のための保健指導及び健康教育に関すること。

(2) 健康診断の受診に関すること。

(3) 健康に異常のある職員の把握、生活指導等に関すること。

(4) 勤務条件及び勤務環境の改善に関すること。

(5) 衛生器具等の整備に関すること。

(6) その他健康管理に関すること。

(専任健康管理者)

第9条 香川県警察本部警務部厚生課に専任健康管理者を置き、保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第2条に規定する保健師をもって充てる。

2 専任健康管理者は、健康管理推進者の指揮を受け、健康相談、衛生教育、保健指導その他健康管理に必要な業務を行う。

(衛生管理者等)

第10条 法第12条に規定する衛生管理者及び法第12条の2に規定する衛生推進者の選任は、別表第1の衛生管理者等選任基準により行うものとする。

2 衛生管理者は、法第12条第1項に規定する免許又は資格を有する者のうちから選任する。

3 衛生推進者は、法第12条の2の規定により衛生推進者養成講習を修了した者のうちから選任する。

4 衛生管理者及び衛生推進者は、毎週1回以上、庁舎及びその周辺を巡視し、法第10条第1項各号の業務のうち衛生に係る必要な業務を行い、衛生状態に有害のおそれがあるときは、その状況を記録し、所

属長に報告するものとする。

(健康管理医)

第 11 条 法第 13 条第 1 項に規定する産業医又は法第 13 条の 2 第 1 項に規定する者として、衛生管理者等選任基準に定める庁舎ごとに健康管理医を置き、香川県警察本部長が委嘱する。

2 健康管理医は、次に掲げる事項で医学に関する専門的知識を必要とするものを行う。

- (1) 健康診断の実施及びその結果に基づく職員の健康を保持するための措置に関すること。
- (2) 職員の勤務環境の改善に関すること。
- (3) 職員の就業上の措置に関すること。
- (4) 健康教育、健康相談その他職員の健康の保持増進を図るための措置に関すること。
- (5) 職員の衛生教育に関すること。
- (6) 職員の健康障害の原因の調査及び健康障害の再発防止のための措置に関すること。
- (7) その他職員の健康管理に関すること。

3 健康管理医は、前項各号に掲げる事項について、必要があると認めるときは、総括健康管理者、健康管理責任者、健康管理推進者、所属長又は健康管理主任者（以下「管理者等」という。）に対して勧告し、又は指導することができる。

第 3 章 委員会

(健康管理委員会)

第 12 条 香川県警察本部に健康管理委員会を置き、委員長及び委員をもって組織する。

2 健康管理委員会の委員長（以下この条において「委員長」という。）は、総括健康管理者をもって充てる。

3 健康管理委員会の委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 健康管理責任者
- (2) 警務部警務課長
- (3) 健康管理推進者
- (4) 専任健康管理者
- (5) 健康管理医

4 健康管理委員会は、次に掲げる事項について審議又は審査をするものとする。

- (1) 職員の健康障害を防止するための基本となるべき対策に関すること。
- (2) 職員の健康の保持増進を図るための基本となるべき対策に関すること。
- (3) 公務災害の原因及びその再発防止対策で衛生に係るものに関すること。
- (4) 健康に異常のある職員の症状の審査及び第 21 条に規定する健康管理指導区分の判定に関すること。
- (5) 心身の故障により、長期療養中又は休職中の職員の症状の再審査及び健康管理指導区分の判定に関すること。
- (6) その他職員の健康管理対策で重要事項に関すること。

5 健康管理委員会は、委員長が、必要に応じて招集し、議事を主宰するものとする。この場合において、委員長は、健康管理委員会の委員以外の議事に関係のある職員の出席を求めることができる。

6 委員長は、健康管理委員会を開催することができない場合は、持ち回りによる審議及び審査をもって

健康管理委員会の審議及び審査に代えることができる。

- 7 健康管理推進者は、第4項及び前項の審議又は審査の結果、重要な事項があるときは、速やかに香川県警察本部長に報告するものとする。
- 8 健康管理推進者は、健康管理委員会の終了後、その指名する者をして別記様式第1号の健康管理委員会議事録を作成させるものとする。

(衛生委員会)

第13条 衛生管理者等選任基準に定める庁舎ごとに衛生委員会を置き、委員長及び委員をもって組織する。

- 2 衛生委員会の委員長（以下この条において「委員長」という。）は、所属長（香川県警察本部庁舎にあっては厚生課長の職にある者、香川県警察本部第一分庁舎（以下「第一分庁舎」という。）にあっては香川県警察本部交通部交通機動隊長の職にある者）をもって充てる。
- 3 衛生委員会の委員は、次に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 健康管理主任者
 - (2) 衛生管理者又は衛生推進者
 - (3) 健康管理医のうちから委員長が指名した者
 - (4) 前3号に掲げる者のほか、委員長が指名した者
- 4 衛生委員会は、次に掲げる事項について調査又は審議をし、健康管理上必要な措置をとるものとする。
 - (1) 職員の健康障害を防止するための対策に関すること。
 - (2) 職員の健康の保持増進を図るための対策に関すること。
 - (3) 公務災害の原因及びその再発防止対策で衛生に係るものに関すること。
- 5 委員長は、前項の調査又は審議の結果、職員の健康管理上改善を要する事項があるときは、香川県警察本部庁舎に置く衛生委員会にあっては総括健康管理者に、それ以外の庁舎に置く衛生委員会にあっては健康管理責任者に、それぞれ速やかに報告するものとする。
- 6 委員長は、衛生委員会の終了後、その指名する者をして別記様式第2号の衛生委員会議事録を作成させるものとする。ただし、衛生委員会を他の委員会、協議会等と一体的に実施する場合は、当該委員会、協議会等における議事録において、衛生委員会の結果を記録することによって衛生委員会議事録の作成に代えることができる。

第4章 健康診断等

(健康診断の種別)

第14条 健康診断は、次の各号に掲げる種別に応じ、それぞれ当該各号に定めるところにより行うものとする。

- (1) 採用時健康診断 新たに職員として採用される者に対して採用時に行うもの
 - (2) 定期健康診断 職員全員を対象に毎年1回以上期日を定めて行うもの
 - (3) 特殊業務従事者健康診断 自動車運転専務者、VDT作業従事者、アクアリング隊員その他特殊な業務に従事する職員に対して毎年1回以上行うもの
 - (4) 臨時健康診断 総括健康管理者が健康管理上特に必要があると認めた職員に対して臨時に行うもの
- 2 次の各号のいずれかに該当する者は、前項の健康診断を免除することができる。

- (1) 休職者
- (2) 長期療養している者
- (3) 妊娠している者
- (4) その他やむを得ない理由があると認める者

3 健康診断の対象者、検査項目、実施期日その他健康診断の実施に関し必要な事項は、その都度健康管理推進者が定める。

(健康診断の周知等)

第 15 条 健康管理責任者は、健康診断を行うときは、所属長にその旨を通知するものとする。

2 所属長は、前項の通知を受けたときは部下職員に周知するとともに、当該職員が定められた期日に受診できるよう配意しなければならない。

3 職員は、指定された期日及び場所において、指定された健康診断を受けなければならない。

(健康診断の結果通知等)

第 16 条 健康管理責任者は、健康診断の結果を総括健康管理者に報告するとともに、所属長及び当該健康診断を受けた職員に通知しなければならない。

2 所属長は、前項の通知に基づき、精密検査、再検査等が必要な職員への受診勧奨に努めなければならない。

3 健康診断の結果を通知された職員は、健康診断の結果に基づき健康の保持増進に努めなければならない。

(精密検査等)

第 17 条 健康診断の結果、精密検査、要再検査又は要医療の指示を受けた職員は、速やかに医療機関において必要な検査又は医療を受けなければならない。

(感染症等の措置)

第 18 条 所属長は、職員が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）に規定する感染症又は結核その他の伝染性疾病にかかり、若しくはその疑いがあるときは、速やかに健康管理責任者に報告しなければならない。

2 健康管理責任者は、前項の報告を受けたときは、総括健康管理者に報告するとともに、健康管理推進者に指示して、所轄保健所長への通報その他必要な措置を講じなければならない。

(健康診断管理台帳の編さん及び管理)

第 19 条 健康管理の記録は、健康管理責任者及び健康管理主任者がそれぞれ職員ごとに健康診断管理台帳を編さんし、その他の当該職員の健康管理に関する資料とともに適切に管理しなければならない。

2 所属長は、部下職員が他の所属に配置換えを命ぜられたときは、速やかに当該職員の健康診断管理台帳を新たに配置された所属の長に送付しなければならない。

(健康診断管理台帳の保存期間)

第 20 条 健康管理責任者は、前条第 1 項の健康診断管理台帳を、当該職員の退職後 5 年間保存しなければならない。

(指導区分の指定等)

第 21 条 総括健康管理者は、健康管理委員会に諮った上で、別表第 2 の健康管理指導区分基準表により職員の健康管理指導区分（以下「指導区分」という。）を指定するものとする。ただし、第 14 条第 2 項の

規定により健康診断の実施を免除されている職員については、この限りでない。

- 2 前項の規定による指導区分の指定は、健康診断の結果その他職員の健康状態に関する資料に基づき、おおむね1月以上の療養を必要とする傷病の有無を基準として行うものとする。この場合において、総括健康管理者は、必要があると認めるときは、対象となる職員に、総括健康管理者が指定する医師の診断を受けさせ、別記様式第3号の医師意見書又は診断書（以下「医師意見書等」という。）を提出させるものとする。
- 3 職員は、第1項の規定により指定された指導区分を変更する必要があるとき、又は指導区分の変更の必要はないが当該指定の理由となる傷病について療養の必要がなくなり、若しくは新たに1月以上の療養を必要とする傷病が発生したときは、医師意見書等を所属長に届出をしなければならない。
- 4 所属長は、前項の届出を受けたときは、速やかに、別記様式第4号の指導区分変更申請書に医師意見書等その他必要と認める当該職員の健康状態に関する資料を添えて総括健康管理者に指導区分又はその内容の変更を申請しなければならない。
- 5 総括健康管理者は、前項の規定による申請を受けた場合において、当該職員の指導区分又はその内容を変更する必要があると認めるときは、健康管理委員会に諮った上で、その変更を行うものとする。この場合においては、第2項の規定を準用する。
- 6 総括健康管理者は、第1項の規定により指導区分を指定し、又は前項の規定により指導区分若しくはそれに係る内容を変更したときは、別記様式第5号の指導区分指定（変更）通知書により所属長に通知しなければならない。

（事後措置等）

第22条 所属長は、職員の指導区分の指定又は指導区分若しくはその内容の変更の通知を受けたときは、速やかに、当該職員に通知するとともに、前条第6項に規定する指導区分指定（変更）通知書に従い、勤務の面についての配慮、医療の面についての指導等適切な事後措置をとらなければならない。

- 2 所属長は、通知を受けている部下職員が他の所属に配置換えを命ぜられたときは、速やかに当該職員の指導区分指定（変更）通知書の写しを新たに配置された所属の長に送付するものとする。

第5章 療養者の措置

（就勤承認願の提出及び指導区分の変更の申請）

第23条 指導区分がA（要休業）である職員（以下「長期療養者」という。）は、傷病が治癒し、回復し、又は安定し、職務に復帰しようとするときは、あらかじめ、別記様式第6号の就勤承認願に医師意見書等を添えて所属長に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 所属長は、前項の就勤の承認をしたときは、速やかに第21条第4項の規定による手続に準じて指導区分の変更を申請するものとする。

（療養状況等の報告）

第24条 所属長は、長期療養者に係る医師意見書等に記載された療養期間が満了したときは、当該職員の現在の症状、治療状況等について、別記様式第7号の療養報告書により総括健康管理者に報告しなければならない。ただし、結核性疾患にあっては、3月ごとに行うものとする。

- 2 指導区分がB（要軽業）又はC（要注意）である職員は、総括健康管理者が定める期間ごとに、自己の現在の症状、治療状況等について、所属長に医師意見書等を提出して報告しなければならない。
- 3 前項の規定による報告を受けた所属長は、速やかに、提出を受けた医師意見書等に基づき療養報告書

を作成し、これに当該医師意見書等を添えて総括健康管理者に提出しなければならない。

(療養の義務)

第 25 条 休職者及び長期療養者並びに指導区分が 1 (要治療) 又は 2 (要観察) である職員は、医師、所属長及び専任健康管理者の指導に従い療養し、休職者及び長期療養者あつては、これに専念しなければならない。

第 6 章 健康の保持増進

(健康教育)

第 26 条 管理者等は、職員の保健衛生知識の普及及び健康管理意識の高揚を図るため、講習会の開催その他の教養を積極的に実施しなければならない。

(勤務環境の改善)

第 27 条 管理者等は、常に職員の勤務環境を考慮し、庁舎及び附属設備の清掃状況又は換気、温度、湿度、採光及び照明の状態を点検し、職員が快適な環境で勤務できるよう改善に努めなければならない。

2 管理者等は、常に適切な勤務配置及び勤務条件の改善に留意し、勤務の過重によって生ずる職員の傷病を防止するよう努めなければならない。

3 管理者等は、職員の心の健康の保持増進に積極的に取り組み、相談体制等の整備に努めなければならない。

(レクリエーション活動の実施)

第 28 条 管理者等は、職員の精神的緊張を緩和し、職員の健康の保持増進及び明朗な職場環境を醸成するため、所属におけるレクリエーション活動の実施に努めなければならない。

(救急用具の整備活用)

第 29 条 管理者等は、常に傷病者の応急手当てに必要な救急薬品及び資器材を整備し、その活用に努めなければならない。

第 7 章 雑則

第 30 条 この訓令に定めるもののほか、この訓令の施行に関し必要な事項は、総括健康管理者が定めるものとする。

附 則

1 この訓令は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

2 この訓令の施行前に旧訓令に基づいてされた処分、手続その他の行為は、この訓令の規定によりされた処分、手続その他の行為とみなす。

附 則 (平成 15 年 3 月 31 日本部訓令第 5 号)

(施行期日)

1 この訓令は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

(香川県警察の航空隊に関する訓令の廃止)

2 香川県警察の航空隊に関する訓令 (平成元年香川県警察本部訓令第 7 号) は、廃止する。

附 則 (平成 15 年 12 月 3 日本部訓令第 17 号)

(施行期日)

1 この訓令は、平成 16 年 1 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 17 年 6 月 14 日本部訓令第 11 号)

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成 17 年 6 月 14 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この訓令の施行の際現に改正前の職員の健康管理に関する訓令（以下「旧訓令」という。）第 21 条第 1 項又は第 4 項の規定により健康管理指導区分（以下「指導区分」という。）の指定を受けた者は、改正後の職員の健康管理に関する訓令（以下「新訓令」という。）第 21 条第 1 項の規定により指導区分の指定を受け、又は同条第 5 項の規定により指導区分の指定の変更を受けた者とみなす。
- 3 この訓令の施行の際現に、所属長に対しされている旧訓令第 21 条第 2 項の規定による届出は新訓令第 21 条第 3 項の規定による届出と、総括健康管理者に対しされている旧訓令第 21 条第 3 項の規定による申請は新訓令第 21 条第 4 項の規定による申請とみなす。

附 則（平成 21 年 3 月 17 日本部訓令第 7 号）

この訓令は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 22 年 1 月 15 日本部訓令第 1 号）

この訓令は、平成 22 年 1 月 15 日から施行する。

附 則（令和元年 6 月 13 日本部訓令第 4 号）

- 1 この訓令は、令和元年 7 月 1 日から施行する。
- 2 改正前の訓令で定める様式による用紙は、当分の間、修正して使用することができる。

附 則（令和 3 年 3 月 30 日本部訓令第 4 号）

- 1 この訓令は、令和 3 年 3 月 30 日から施行する。
- 2 改正前の各訓令で定める様式による用紙は、当分の間、使用することができる。

附 則（令和 3 年 3 月 30 日本部訓令第 8 号）

この訓令は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年 3 月 22 日本部訓令第 4 号）

この訓令は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 5 年 6 月 30 日本部訓令第 16 号）

この訓令は、令和 5 年 6 月 30 日から施行する。

附 則（令和 6 年 3 月 25 日本部訓令第 10 号）

この訓令は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

(別表及び別記様式 省略)